

インバランス料金単価の誤算定に係る報告について

第85回 制度設計専門会合事務局提出資料

令和5年5月22日(月)



中央給電指令所のシステムのデータ取込設定の誤り等に伴うインバランス料金の公表値の誤りに係る経過のご報告(概要)

- 新インバランス制度が始まった2022年4月から2023年1月までの期間に、複数の一般送配電事業者(東北、中部、関西、九州、沖縄)がインバランス料金単価を算定する諸元の算定を誤り、これが当該5事業者以外の一般送配電事業者にも影響を与え、各一般送配電事業者(10社)と発電事業者・小売電気事業者との間の精算に誤りが生じていた。
- 前回(2023年4月)の制度設計専門会合において、本事案の経緯と、今後、正しいインバランス料金単価が公表される予定であることをご報告申し上げたところ。
- - ※沖縄電力は、3月10日付けで同社のホームページにおいて正しいインバランス料金単価を公表済み。

参考:インバランス料金単価の誤算定の経緯(前回会合のご報告)

- 2022年10月に関西送配電の中給システムにおけるデータ取込設定の誤りに伴うインバランス料金単価の公表値の誤りが発覚(誤算定期間:2022年4月分~2022年10月分)。
- 関西送配電は誤算定を発生させたこと受け止め、中給システムの再点検を実施(再点検期間:2022年11月~2023年3月末)。
- 再点検の結果、新たな誤算定が発覚(誤算定期間:2021年6月分~2023年2月分)。
 - ※2021年6月分~2022年3月分は旧インバランス料金単価の誤算定
- また、2023年2月に九州送配電の中給システムの設定の誤りに伴うインバランス料金単価の公表値の誤りが発覚(誤算定期間:2022年4月分~2023年2月分)。
- 再精算を必要とする関西送配電及び九州送配電の誤算定を踏まえ、2023年2月に同様の誤算定が発生していないか他の一般送配電事業者に確認したところ、東北NW、中部PG、沖縄電力において、同様の誤算定が発生していることが発覚した(誤算定期間:2022年4月分~2023年3月分)。

参考:インバランス料金単価の誤算定の状況(前回会合のご報告)

インバランス料金単価の誤算定に関する状況は、以下のとおり。

エリア	主な原因	誤算定期間
東北	中給システムにおいて、需要実績を計算するための発電実績は、テレメータ計測をしている場合はテレメータ計測値、テレメータ計測をしていない場合は発電計画値を設定する。しかし、設定誤りにより、一部の発電所について、 <u>テレメータ計測値と発電計画値を二重に需要実績として計上</u> していた。	2022年4月分~2023年3月分
中部	中給システムにおいて、需要実績を計算するための発電実績は、テレメータ計測をしている場合はテレメータ計測値、テレメータ計測をしていない場合は発電計画値を設定する。しかし、設定誤りにより、一部の発電所について、 <u>テレメータ計測値と発電計画値を二重に需要実績として計上</u> していた。	2023年1月分~ 2023年3月分
関西	中給システムにおいて、需要実績を計算するための発電実績は、テレメータ計測をしている場合はテレメータ計測値、テレメータ計測をしていない場合は発電計画値を設定する。しかし、設定誤りにより、一部の発電所について、 <u>テレメータ計測値と発電計画値を二重に需要実績として計上</u> していた。	2021年6月分~ 2023年2月分
九州	中給システムにおいて、発電計画と発電実績を集約し、発電インバランスを算定。このうち、 <u>中給システム</u> の集約処理の不具合により、一部の発電所の発電計画値を二重に計上していた。	2022年4月分~ 2023年2月分
沖縄	中給システムにおいて、補正料金算定インデックスを計算するためのエリア供給力想定は、非調整電源 (火力・一般水力・バイオマス等)については発電計画値を設定する。しかし、設定誤りにより、 <u>一部の</u> 発電計画値がエリア供給力想定に計上されていなかった。	2022年4月分~ 2023年2月分

中央給電指令所のシステムのデータ取込設定の誤り等に伴うインバランス料 金の公表値の誤りに係る経過のご報告(修正後の単価差について)

エリアごとの2022年4月~2023年1月の期間における各月の平均の単価誤差(上 段)と、正誤単価の最大差(中段及び下段)は以下のとおり。

(単位:円/kWh)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
北海 道	平均 最大(+) 最大(-)	0.09 16.19 -31.03	-0.02 24.93 -6.47	0.20 20.49 -32.04	0.37 23.25 -30.79	0.59 32.65 -45.15	0.40 49.01 -55.12	0.05 43.66 -35.08	0.19 49.60 -34.90	0.17 18.92 -16.24	0.23 38.83 -21.70
東北	平均	0.41	0.02	0.34	0.72	1.21	0.60	0.07	0.23	0.32	0.28
	最大(+)	28.44	25.18	25.11	40.05	65.07	49.01	38.55	21.25	18.92	14.04
	最大(-)	-31.03	-6.47	-32.04	-30.79	-43.07	-61.21	-35.08	-36.30	-23.36	-21.70
東京	平均	0.17	0.01	0.09	0.33	0.34	0.39	0.04	0.15	0.21	0.15
	最大(+)	26.92	25.18	19.51	40.05	32.01	30.09	29.77	21.25	18.92	14.04
	最大(-)	-20.43	-6.47	-32.04	-29.64	-32.32	-37.39	-35.08	-36.30	-23.36	-21.70
中部	平均	0.08	-0.01	0.03	0.14	0.23	0.06	-0.02	-0.02	0.23	0.08
	最大(+)	26.92	25.18	19.50	40.05	32.01	17.96	35.00	23.22	17.71	11.69
	最大(-)	-20.43	-6.47	-32.04	-27.21	-25.35	-37.39	-35.08	-36.30	-23.36	-21.70
北陸	平均	0.05	-0.03	0.02	0.15	0.26	0.01	-0.01	-0.02	0.36	0.07
	最大(+)	26.92	25.18	19.50	40.05	32.01	24.44	35.00	23.22	17.71	8.65
	最大(-)	-20.43	-17.38	-32.04	-27.21	-25.35	-37.39	-35.08	-34.90	-23.36	-21.70
関西	平均	0.05	-0.05	0.02	0.15	0.23	-0.01	-0.03	-0.02	0.36	0.08
	最大(+)	26.92	25.18	19.50	40.05	32.01	24.44	35.00	23.22	17.71	8.65
	最大(-)	-20.43	-17.38	-32.04	-27.21	-25.35	-37.39	-35.08	-34.90	-23.36	-21.70
中国	平均	0.05	-0.05	-0.05	0.14	0.26	-0.04	0.01	-0.02	0.36	0.09
	最大(+)	26.92	25.18	19.50	40.05	32.01	24.34	35.00	23.22	17.71	8.65
	最大(-)	-20.43	-17.38	-32.04	-27.21	-25.35	-37.39	-35.08	-34.90	-23.36	-13.06
四国	平均	0.05	-0.05	-0.01	0.12	0.21	-0.05	0.01	-0.02	0.36	0.09
	最大(+)	26.92	25.18	19.50	40.05	32.01	24.34	35.00	23.22	17.71	8.65
	最大(-)	-20.43	-17.38	-32.04	-27.21	-25.35	-37.39	-35.08	-34.90	-23.36	-13.06
九州	平均	0.03	-0.28	-0.18	-0.14	0.14	-0.05	0.13	0.11	0.86	0.04
	最大(+)	26.92	25.18	16.06	40.05	32.01	17.31	12.66	11.79	22.59	5.21
	最大(-)	-20.43	-17.38	-21.99	-21.49	-21.93	-37.39	-14.68	-11.74	-23.36	-13.06
沖縄	平均 最大(+) 最大(-)	0.01未満 - -0.15	0.01未満 - -0.14	0.01未満 - -0.06	0.01未満 - -0.06	0.01未満 - -0.15	0.01未満 - -0.10	(誤り無し)	0.01未満 - -0.13	(誤り無し)	0.01未満 - -0.12

[※] 上記のデータはICSで公表されている30分コマ値から、電力・ガス取引監視等委員会事務局が集計したもの。なお平均の数値は、各月における全コマの正誤の単価差平均。

中央給電指令所のシステムのデータ取込設定の誤り等に伴うインバランス料金の公表値の誤りに係る経過のご報告(今後の予定・対応)

- 一送各社にて、2022年4月分~2023年1月分の発電事業者・小売電気事業者ごと の影響額を算出し、6月に確定する見通し。影響額等についてはまたご報告させていた だく。
- この算定により、小売電気事業者・発電事業者ごとの過去の請求額について誤算定があったと認められた場合には、本年7月以降に実施するインバランス料金請求において一送から払い戻し、もしくは追加請求が行われる予定。
- 今回の誤算定についての前記の一送 5 社については、今後、原因究明、再発防止策を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会の本委員会において、必要な対応の検討を行う予定。